

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その3)

令和7年(2025年)

目 次

議案第 104 号 物件供給契約の締結について	5
-------------------------------	---

議案第 104 号

物件供給契約の締結について

本市は、教師用指導書の購入について、随意契約の方法により、次のとおり物件供給契約を締結するものとする。

令和 7 年（2025年） 2 月 18 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 物 件 名 | 中学校教師用指導書 |
| 2 | 契 約 数 量 | 310冊 |
| 3 | 契 約 金 額 | 21,910,900円 |
| 4 | 契 約 者 | 鎌倉市小町一丁目 9 番 3 号
株式会社島森書店
代表取締役社長 島 森 大 和 |

「参考」



物 件 供 給 仮 契 約 書

物 件	品 名	教科・出版社	数量	単価	金 額
	中学校 教師用指導書	別紙内訳書のとおり			円 19,919,000
契 約 金 額		¥ 2 1 9 1 0 9 0 0 (うち、取引に係る消費税額及び地方消費税 1,991,900 円)			
納 入 期 限		令和7年(2025年)3月31日			
契 約 保 証 金		円 ☐ 現 金 ☒ 免除 契約規則第5条 ☐ 有価証券 第 3 号該当			
納 入 場 所		鎌倉市立第一中学校(鎌倉市材木座六丁目19番19号)他9校			

上記の物件供給について鎌倉市を発注者とし、株式会社島森書店を受注者とし、次の条項により、仮契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、納入期限内において、発注者に上表の物件を納入するものとする。

2 本契約は、上表の物件の納入を目的とする物件供給契約とする。

(契約金の支払)

第2条 受注者は、第4条の規定による検査に合格し、引渡しを完了したときは、所定の手続きに従って契約金の請求をするものとする。

2 受注者は、契約金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、第1項の請求の内容が正当であると認めたときには、請求書を受領した日から30日以内に契約金を支払うものとする。

(法令遵守等)

第3条 受注者は、契約の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、法令及び鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号。

以下これらを「法令等」という。)を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者の契約の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。

3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

(検査及び引渡し)

第4条 受注者は、物件を納入しようとするときは、納品書を発注者に提出して、納入場所その他発注者が指定する場所において発注者の検査を受け、これに合格したときは、物件を発注者に引き渡さなければならない。

2 検査の結果、不合格の物件があるときは、受注者は発注者の指示する期間内に良品との交換、手直しその他必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

(履行遅滞の損害金等)

第5条 受注者の責めに帰する理由により、納入期限内に物件を納入することができない場合において、期限後に納入する見込みのあるときは、物件納入後発注者は受注者から損害金を徴収する。

2 前項の損害金は、遅延日数1日につき契約金額の2/1000に相当する額とする。

(危険負担)

第6条 物件の納入において使用する機材等について生じた損害その他物件の納入に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。

ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

第7条 発注者は、納入した物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、当該物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 納入した物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の場合において、発注者が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内に、受注者に通知しないときは、発注者は前2項の請求をすることができない。ただし、納入した物件を発注者に引き渡したときにおいて、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利譲渡の禁止)

第8条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を発注者の承認を得なければ第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約金の10分の1に相当する額を違約金として納付する

ことを請求することができる。ただし、実際に生じた損害が違約金額を上回る場合には、別途損害賠償請求することを妨げない。

- (1) 納入した物件に契約不適合があるとき。
- (2) 第11条、第12条又は第15条の規定により本契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第3号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に定める場合(前項の規定により第1項第3号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が本契約及び取引上の社会通念に照らして 受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 受注者は第1項の違約金又は損害賠償金を支払う場合には、本契約の契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める割合による利息を付して支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第10条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第13条又は第14条の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるとき。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 受注者が正当な理由なく、納入に着手すべき期日を過ぎても納入に着手しないとき。
- (2) 受注者が契約期間内に納入を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約の物件の納入を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。
- (3) 受注者が所在不明となったとき。
- (4) 入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が本契約の物件の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないうでその時期を経過したとき。
- (8) 受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 第13条又は第14条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(受注者の催告による解除権)

第13条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第14条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 発注者の指示により仕様書を変更したため契約金額が原契約の3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者の指示により契約期間が原契約の2分の1以上短縮したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号)第2条第4号に定める 暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。))が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。))又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年12月神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。))又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。))の代表者をいう。))が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知らな
がら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号
に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (暴力団等からの不当介入の排除)

第16条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。))又は不
当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度
が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の
警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄
の警察署に提出しなければならない。

(協議の申出)

第17条 受注者は、本契約について発注者と協議する必要があるときは、協議する内容、理由等を示した書面により発注者に申し出るものとする。

(契約内容の変更)

第18条 発注者及び受注者は、契約金額、契約期間、納入期限、仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ変更契約書を
締結するものとする。

(物件納入に関する情報等の保護)

第19条 受注者は、物件の内容、物件に関して知り得た個人情報等については慎重に取扱うとともに、他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は
解除された後においてもまた同様とする。

(協議事項)

第20条 本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則の定めるところによるもののほか、
その都度発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特記事項)

第22条 この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たときに本契約書に切り替わるものとする。この場合、発注者は、議決された旨の通知書を受注者に
送付する。

本契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和7年(2025年)1月31日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

受注者 鎌倉市小町一丁目9番3号
株式会社 島森書店
代表取締役社長 島森 大和